

パワハラ防止法対応

ハラスメント防止研修

あがたグローバル社会保険労務士法人

【2025年1月】

ご存じですか？

令和4年4月1日から、全ての事業場で

▶ パワハラ防止措置が事業主の義務となりました！

事業主は以下の措置を必ず講じなければなりません

- ◆ 事業主の**方針等の明確化**及び**周知・啓発**
- ◆ 相談に応じ、適切に対応するために**必要な体制の整備**
- ◆ 職場におけるパワハラに係る事後の**迅速かつ適切な対応**
- ◆ そのほか併せて講ずべき措置
 - ・**プライバシー保護**、相談したことを理由として**不利益な取り扱いをしない**

こんなお困りごとはありませんか？

- ▶ 相談窓口を設けたが、相談があったときに
どう対応したらよいか分からない。
- ▶ ハラスメント防止研修をやりたいが、何をしたらよいか
分からない。

私たちにお任せください！

- ◆ 管理職向け、一般職向けハラスメント防止研修
- ◆ 相談担当者向け研修

経験豊かな社会保険労務士が講師を務めさせていただきます。

研修費用

110,000円~/回(1時間以内)

162,000円~/回(1.5時間程度)

216,000円~/回(2時間程度)

※ 研修内容はメニューより選択となります。

※ 別途交通費・宿泊費を申し受けます。

お問い合わせ先 あがたグローバル社会保険労務士法人

TEL 026-217-0113

研修メニュー（基本研修）

カテゴリ	研修内容	研修時間配分	研修の対象者(参考)		
			従業員	管理者	人事/ 相談担 当者
基本研修1	一章. パワーハラスメント 1. 定義等 2. 関係法令・指針に定められている事業主が講ずべき措置 /望ましい取組等 3. 紛争解決援助制度/個別労働紛争解決制度	10-20分	◎	◎	◎
基本研修2	二章. セクシュアルハラスメント 1. 定義等 2. 関係法令・指針に定められている事業主が講ずべき措置 /望ましい取組等	10-20分	◎	◎	◎
基本研修3	三章. 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント 1. 定義等 2. 関係法令・指針に定められている講ずべき措置 /望ましい取組等	10-20分	◎	◎	◎

※ 基本研修は、1章～3章セットが基本となるが、企業の要望によっては選択することも可。全体で計30-60分程度とする。

※ 応用研修(1～4)は企業の要望等により選択制とする。企業内研修の合計時間が最大2時間以内となるように応用項目の選択と時間配分を行う

研修メニュー（応用研修）

カテゴリ	研修内容	研修時間配分	研修の対象者(参考)		
			従業員	管理者	人事/ 相談担 当者
応用研修1	四章. 管理職として必要な人材マネジメント能力 1. ハラスメントにならない指導のポイント 2. 対人スキル向上のためのグループワーク 3. 相談に対する傾聴の方法	20-30分		◎	◎
応用研修2	五章. 社内相談窓口対応 1. 相談対応の流れ 2. 被害者・行為者への事実関係確認時の注意点 3. 相談に対する傾聴の方法 4. 相談対応の好事例・失敗事例 5. 行為者、相談者へのフォローアップ	20-30分		◎	◎
応用研修3	六章. ハラスメントを解決するには（グループワーク） 1. 職場におけるパワーハラスメント 2. 職場におけるセクシャルハラスメント 3. 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント	1事案当たり 30-40分		○	◎
応用研修4	七章. 心理的問題及びメンタルヘルス対策の基礎 1. メンタルヘルス対策のポイント 労災と安全配慮義務【参考】 2. メンタルヘルス対策の全体像 3. メンタルヘルス対策を効果的に進めるために 4. パワハラによるメンタル面の影響 5. 心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改正概要	20-30分		◎	◎